



一宮市建築物耐震改修促進計画

改定版
(案)

令和4年3月
一宮市

目 次

| | | |
|------|-------------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1-1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 1-2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 1-3 | 本市における地震被害の想定 | 4 |
| 第2章 | 計画の基本的事項 | 6 |
| 2-1 | 対象となる区域、計画期間、対象建築物 | 6 |
| 2-2 | 建築物の耐震化の現状と目標 | 14 |
| 第3章 | 耐震化・減災化促進の基本的な方策 | 20 |
| 3-1 | 耐震化・減災化に向けた役割分担 | 20 |
| 3-2 | 促進体制 | 21 |
| 3-3 | 関連する安全対策 | 23 |
| 第4章 | 住宅の耐震化促進 | 25 |
| 4-1 | 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム | 25 |
| 4-2 | 普及・啓発 | 25 |
| 4-3 | 耐震化・減災化促進のための支援制度 | 26 |
| 4-4 | 低コスト耐震補強工法の普及 | 27 |
| 第5章 | 建築物の耐震化促進 | 28 |
| 5-1 | 建築物の耐震化促進 | 28 |
| 5-2 | 特定既存耐震不適格建築物等の指導等 | 29 |
| 5-3 | 耐震化・減災化促進のための支援制度 | 34 |
| 第6章 | 計画達成に向けて | 36 |
| 参考資料 | | 37 |
| 1 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号） | 37 |
| 2 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号） | 50 |

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

近年においても、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）など大規模な地震が発生しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

特に、東海・東南海・南海地震が同時に発生する場合の三連動地震、いわゆる南海トラフ地震は発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されており、中央防災会議では、これまでの被害想定を見直すなど大規模地震の発生に備えた広域的防災対策が検討されています。

また、南海トラフ地震に関しては、平成30年の国の地震調査委員会において、今後30年以内のマグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生する確率が、従来の70%程度から70%～80%に引き上げられました。一宮市（以下「本市」といいます。）は「東海地震の地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域となっています。

法改正等の動きをみると、兵庫県南部地震を受けて同年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）は、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年（2005年）11月に改正され、各公共団体において「建築物耐震改修促進計画」の策定が進められてきました。

愛知県では平成18年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築耐震プラン2015－」が策定され、その後、平成23年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2020－」、令和2年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」が策定されています。

本市においては、平成20年3月に「一宮市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」といいます。）」を策定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

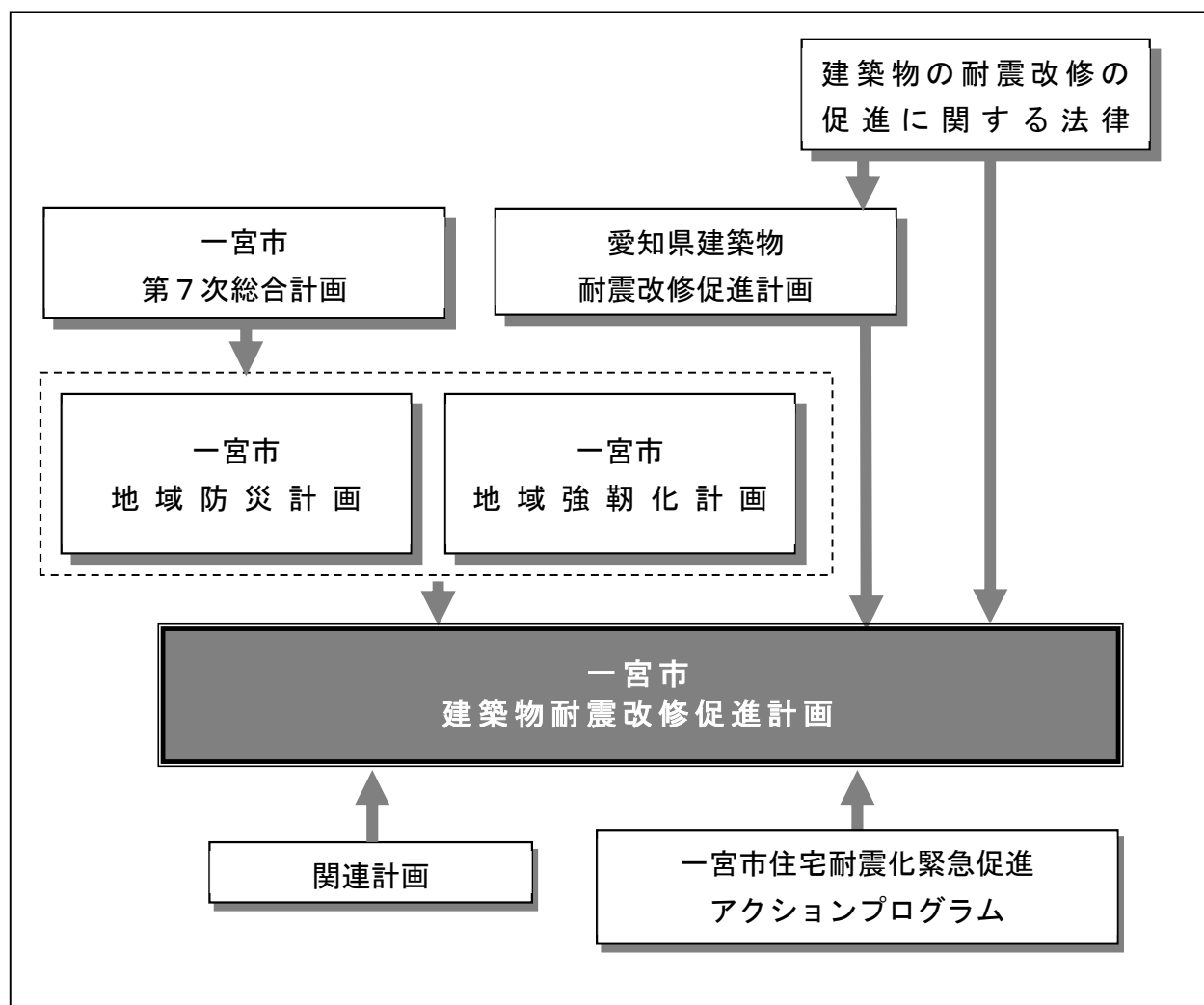
そして今回、令和3年度において、耐震化の目標の達成状況や目標達成のために行う施策の実施状況を検証し、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」等の内容を踏まえて本計画の改定を行います。

| 年月日 | 大規模な震災と耐震改修に係る動向 |
|-------------------|---|
| 平成 7 年 1 月 17 日 | 阪神・淡路大震災 |
| 平成 16 年 10 月 23 日 | 新潟県中越地震 |
| 平成 17 年 3 月 20 日 | 福岡県西方沖地震 |
| 平成 17 年 3 月 | 中央防災会議 「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」決定 ・今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 |
| 平成 17 年 9 月 | 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 |
| 平成 17 年 11 月 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正 |
| 平成 19 年 3 月 25 日 | 能登半島地震 |
| 平成 19 年 3 月 | 「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築耐震プラン 2015」策定 |
| 平成 19 年 7 月 16 日 | 新潟県中越沖地震 |
| 平成 23 年 3 月 11 日 | 東日本大震災 |
| 平成 24 年 3 月 | 「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築減災プラン 2020」策定 (平成 26 年 3 月、平成 27 年 7 月 一部改定) |
| 平成 25 年 11 月 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正 |
| 平成 28 年 4 月 | 熊本地震 |
| 平成 30 年 9 月 | 北海道胆振東部地震 |
| 平成 31 年 1 月 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」改正 |
| 令和 3 年 3 月 | 「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築減災プラン 2030」策定 |

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画ーあいち建築減災プラン2030ー」、「一宮市地域防災計画」、「一宮市地域強靱化計画」を上位計画、「一宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等を関連計画とし、法に基づき策定するものです。

図 建築物耐震改修促進計画の位置づけ



本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（エスディージーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。平成27年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。

「SDGs日本モデル」宣言とは、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創成を目指していくという考え・決意を示すもので、本市は令和3年1月に、「SDGs日本モデル」宣言に賛同しています。

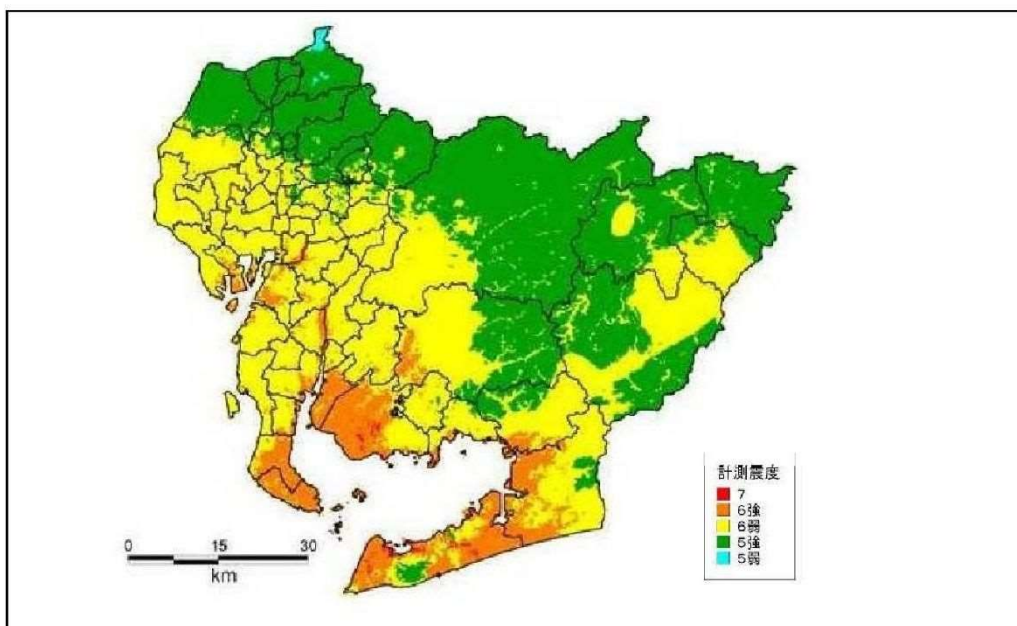
本計画は、17のゴールのうち、「11.住み続けられるまちづくりを」の達成に向け、耐震化の促進に取り組みます。

1-3 本市における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

南海トラフ地震に係る被害想定等については、平成24年8月には内閣府から震度予測が公表されています。この被害想定に基づき、愛知県では、「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を平成26年5月に公表しており、それによると本市は「過去地震最大想定モデルの地震」では震度5強と予測されています。

図 過去地震最大想定モデルによる「震度分布」の想定

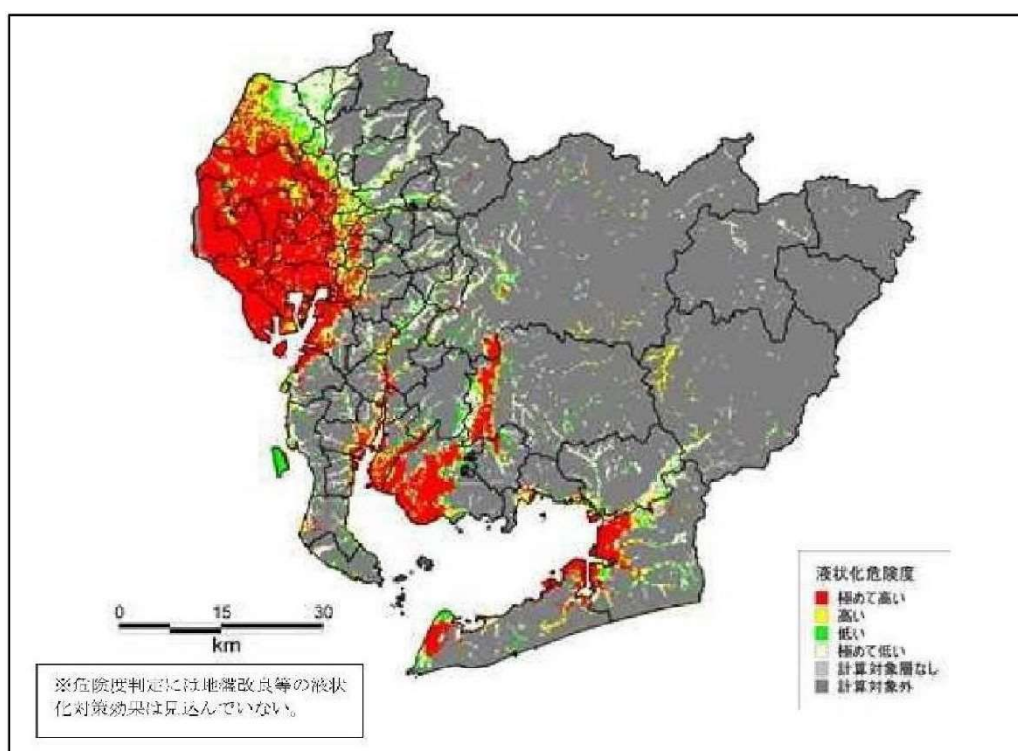


出典：「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
(平成26年5月) (愛知県)

2. 想定される液状化の状況

液状化については、前項と同様に、平成 26 年 5 月の愛知県による想定では、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がることが想定されています。本市でも「過去地震最大想定モデルの地震」における液状化危険度は市の南西部において大きいと想定されています。

図 過去地震最大想定モデルによる「液状化危険度分布」の想定



出典：「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）（愛知県）

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。

国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示）（以下「国の基本方針」といいます。）は、10年後に、東海、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標としていました。また、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築耐震プラン2015－」においても、平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標としていました。

その後、国の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「平成32年度までに耐震化率を95%にすることが決定され、また、国の「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）において、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い国土・地域づくりを推進することの必要性が示され、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2020－」でも、同様の考え方で計画期間や住宅の耐震化の目標等の見直しが行われました。

しかし、平成30年に国が推計した耐震化率によると今までの目標の達成は困難な状況と見込まれ、新たな目標として、住生活基本計画において、住宅については、「令和12年（2030年）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」ことが示されました。

愛知県においても、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」で計画期間や目標等が設定されました。

本計画の改定においては、このような国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、法に基づき、国の基本方針や、本市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和12年度までとし、耐震化の目標の設定とその取組を行っていきます。

3. 対象建築物

本計画では、**全ての建築物**を対象とします。とりわけ、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された**住宅及び要安全確認計画記載建築物**を対象に耐震化を図ります。

表 対象建築物

| 区 分 | 内 容 | |
|----------------|--|-----------|
| ①既存耐震不適格建築物 | 法第 16 条に示される建築物で、耐震関係規定に適合しない全ての住宅・建築物 | |
| ②特定既存耐震不適格建築物 | 法第 14 条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）に該当する建築物 | |
| (1)第 1 号 | 多数の者が利用する建築物 | ⇒10 ページ参照 |
| (2)第 2 号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | ⇒11 ページ参照 |
| (3)第 3 号 | その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物 | ⇒12 ページ参照 |
| ③要緊急安全確認大規模建築物 | 法附則第 3 条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物 | |
| (1)第 1 項第 1 号 | 不特定多数の者が利用する建築物 | ⇒ 8 ページ参照 |
| (2)第 1 項第 2 号 | 避難弱者が主として利用する建築物 | |
| (3)第 1 項第 3 号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | |
| ④要安全確認計画記載建築物 | 法第 7 条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物 | |
| (1)第 1 号 | 都道府県耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物 | |
| (2)第 2 号 | その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） | |
| (3)第 3 号 | その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、②(1)に掲げる建築物であるものを除く。） | |

※ 1 耐震性のない建築物とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

※ 2 特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存不適格建築物と要安全確認計画記載建築物をいう。

（1）耐震診断義務付け建築物

耐震診断義務付け建築物は、以下のように分類します。

①要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（昭和56年5月31日以前着工のものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

表 要緊急安全確認大規模建築物

| 用途 | 対象建築物の規模 |
|---|------------------------------|
| 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む） |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 階数1以上かつ5,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | |
| 集会場、公会堂 | |
| 展示場 | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | |
| ホテル、旅館 | 階数2以上かつ5,000㎡以上 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,500㎡以上 |
| 幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | |
| 遊技場 | |
| 公衆浴場 | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | |
| 一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | |

②要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物（昭和56年5月31日以前着工のものに限る。）である以下の建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を定める期限までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

ア 防災上重要な建築物

法第7条第1号の適用を受け、法第5条第3項第1号に基づき愛知県建築物耐震改修促進計画に記載される防災拠点である建築物をいいます。

（⇒令和3年10月時点では、本市において指定なし）

イ 都道府県が指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物

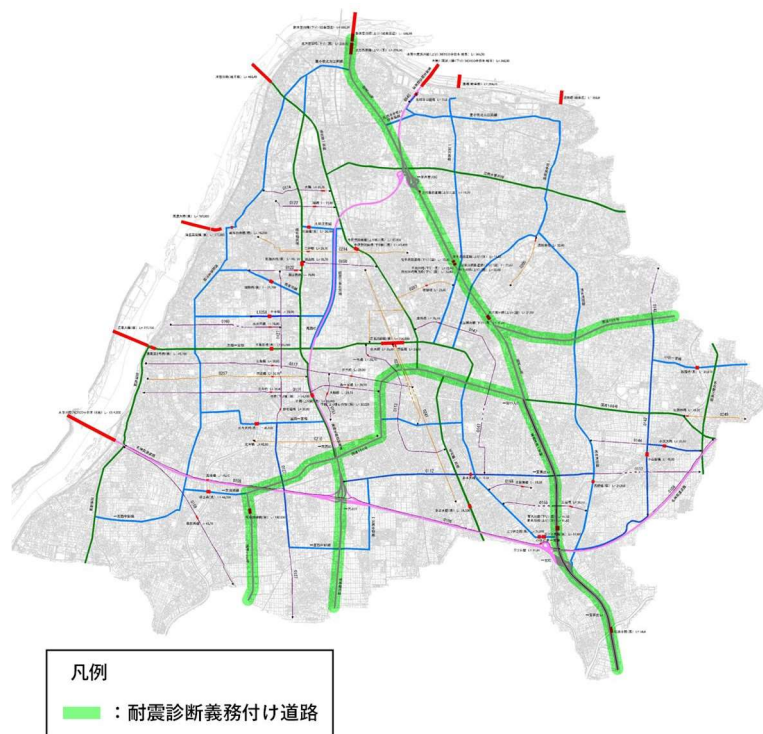
法第7条第2号の適用を受け、法第5条第3項第2号に基づき愛知県建築物耐震改修促進計画に記載される道路（下図参照）の沿道建築物で、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを越える建築物（12ページ参照）をいいます。

ウ 市町村が指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物

法第7条第3号の適用を受け、法第6条第3項第1号に基づき本計画に記載される道路の沿道建築物で、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを越える建築物（12ページ参照）をいいます。

図 耐震診断義務付け路線図

※平成25年5月現在



(2) 特定既存耐震不適格建築物

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

表 多数の者が利用する建築物

| 法 | 政令 第6条 第2項 | 用 途 | | 規 模 | |
|---------|---|---|--------------------------------------|--|------------------------|
| 第14条第1号 | 第1号 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所 | | 階数2以上かつ 床面積500㎡以上 | |
| | 第2号 | 小学校等 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。) | |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | | 階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 | |
| | 第3号 | 学校 | 第2号以外の学校 | | 階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上 |
| | | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | | |
| | | 病院、診療所 | | | |
| | | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | |
| | | 集会場、公会堂 | | | |
| | | 展示場 | | | |
| | | 卸売市場 | | | |
| | | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | | |
| | | ホテル、旅館 | | | |
| | | 賃貸住宅※ ¹ （共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 | | | |
| | | 事務所 | | | |
| | | 博物館、美術館、図書館 | | | |
| | | 遊技場 | | | |
| | | 公衆浴場 | | | |
| 第4号 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | 階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上 | | |
| | 工場 | | | | |
| | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 第4号 | 体育館（一般公共の用に供されるもの） | | 階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上 | | |

※1 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

| 法 | 政令 第7条 第2項 | 危険物の種類 | | 数量 |
|---------|--|-------------------------------|---|---|
| 第14条第2号 | 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| | | | 爆薬 | 5トン |
| | | | 工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管 | 50万個 |
| | | | 銃用雷管 | 500万個 |
| | | | 実包若しくは空包、信管若 しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| | | | 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| | | | 信号炎管若しくは信号火箭 又は煙火 | 2トン |
| | | | その他火薬又は爆薬を使用 した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆 薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬 に定める数量 |
| | 第2号 | 石油類 | 危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に 掲げる品名及び性質の欄に掲げる性 状に応じ、それぞれ同表の指定数量 の欄に定める数量の10倍の数量 | |
| | | 消防法第2条第7項に規定する危険 物（石油類を除く） | | |
| 第3号 | 危険物の規制に関する政令別表第4 備考第6号に規定する可燃性固体類 | | 30トン | |
| 第4号 | 危険物の規制に関する政令別表第4 備考第8号に規定する可燃性液体類 | | 20立方メートル | |
| 第5号 | マッチ | | 300マッチトン ^{※1} | |
| 第6号 | 可燃性ガス（第7号、第8号に掲げる ものを除く） | | 2万立方メートル | |
| 第7号 | 圧縮ガス | | 20万立方メートル | |
| 第8号 | 液化ガス | | 2,000トン | |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に 規定する毒物（液体又は気体のもの に限る） | | 20トン | |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に 規定する劇物（液体又は気体のもの に限る） | | 200トン | |

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

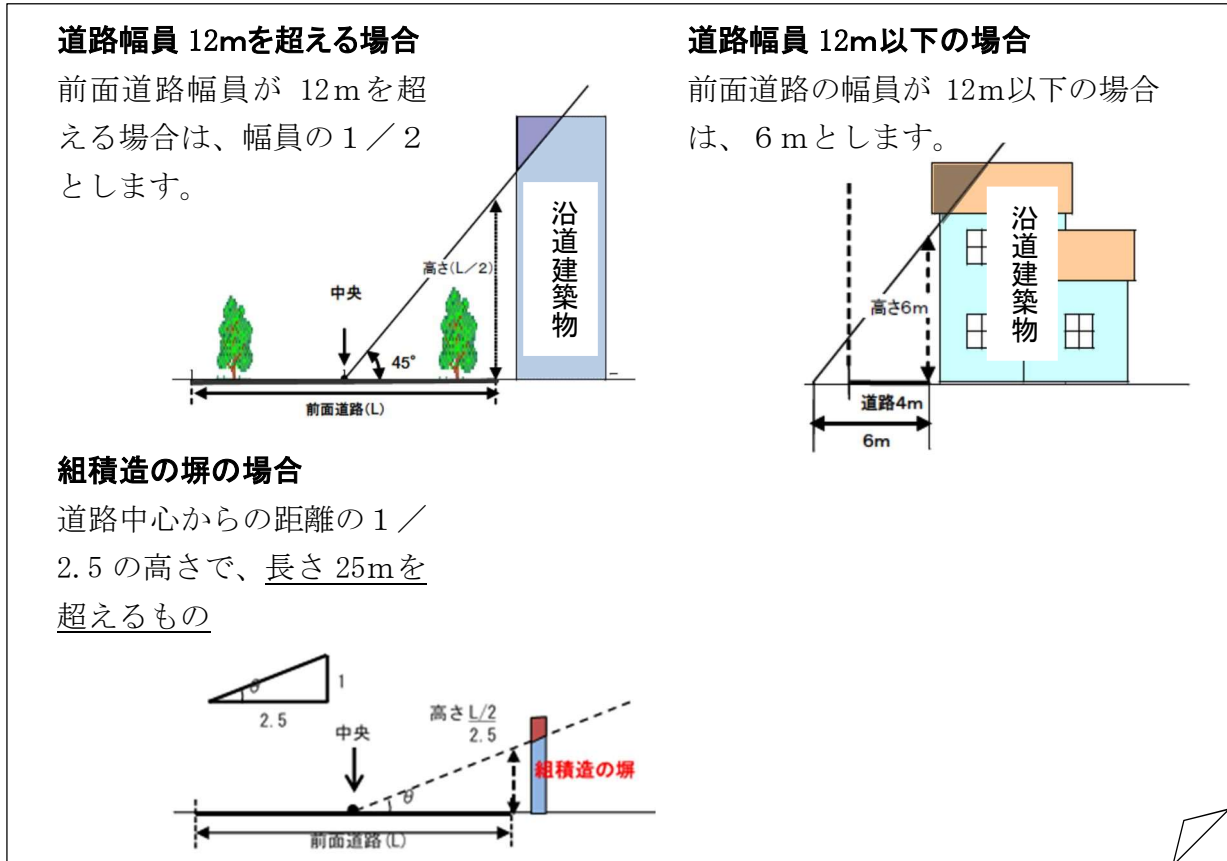
③通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（政令第4条）

図 通行障害建築物の要件



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第2号）

なお、平成30年の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の塀の敷地に接する道路については、耐震診断義務付け道路と同一のものとしますが、当該道路において、法の規定による組積造の塀は、確認されていません。

ウ 対象道路

1. 法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路
2. 法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路
愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路以外の道路
3. 法第6条第3項第2号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路

2-2 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」といいます。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下「新耐震以前建築物」といいます。）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

(1) 住宅の耐震化の状況

本市における、令和3年時点での住宅（戸建住宅、長屋、共同住宅）の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅総数 144,940 戸に対し、122,909 戸は耐震性があると推計され、その耐震化率は約 84.7%、耐震性が不十分と判断される住宅は約 2 万 2 千戸存在しています。

表 耐震性のある住宅の割合

（単位：戸）

| | 住 宅 | | | | | | |
|------|---------|--------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|------|
| | (a) | 新耐震住宅 (b) | 新耐震以前住宅 (c+d) | | 耐震性が ある住宅 (b+c) | 耐震化率 ((b+c)/a) | |
| | | | 耐震性が あるもの (c) | 耐震性が ないもの (d) | | | |
| 戸建 | 93,948 | 67,207 | 26,741 | 11,608 | 15,133 | 78,815 | 83.8 |
| 共同住宅 | 50,992 | 42,314 | 8,678 | 1,780 | 6,898 | 44,094 | 86.4 |
| 計 | 144,940 | 109,521 | 35,419 | 13,388 | 22,031 | 122,909 | 84.7 |

※1 住宅・土地統計調査（総務省）及び固定資産課税台帳より推計

(2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

本市における、耐震診断義務付け路線の通行障害建築物は14棟（全て民間）となっており、平成31年3月31日を報告期限とした耐震診断で耐震性が不十分な建築物は13棟でしたが、令和3年度に1棟が除却されました。

表 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

（単位：棟）

| 耐震診断義務付け路線の通行障害建築物 | | | | |
|--------------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------|
| (a)=(b)+(c) | 耐震性があるもの (b) | (c)= (d) +(e) | 耐震性がないもの | |
| | | | 耐震性がないもの (d) | 除却 (e) |
| 14 | 1 | 13 | 12 | 1 |

(3) 建築物の耐震化の状況

① 多数の者が利用する建築物

本市における、法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む、令和 3 年時点）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び新耐震以前建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が 92% であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は 96 棟となっています。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

| | | 公共建築物 | | 民間建築物 | 合計 |
|-----------------|----------|-------|--------|-------|-------|
| | | | うち市有施設 | | |
| 新耐震 建築物 (b) | 平成 19 年度 | 153 | 117 | 421 | 574 |
| | 平成 24 年度 | 168 | 122 | 533 | 701 |
| | 令和 3 年度 | 177 | 129 | 637 | 814 |
| 新耐震以前 建築物 | 平成 19 年度 | 294 | 202 | 137 | 431 |
| | 平成 24 年度 | 286 | 195 | 129 | 415 |
| | 令和 3 年度 | 274 | 184 | 126 | 400 |
| 耐震性あり (c) | 平成 19 年度 | 135 | 87 | 2 | 137 |
| | 平成 24 年度 | 232 | 172 | 3 | 235 |
| | 令和 3 年度 | 272 | 184 | 32 | 304 |
| 耐震性なし | 平成 19 年度 | 159 | 115 | 135 | 294 |
| | 平成 24 年度 | 54 | 23 | 126 | 180 |
| | 令和 3 年度 | 2 | 0 | 94 | 96 |
| 合計 (a) | 平成 19 年度 | 447 | 319 | 558 | 1,005 |
| | 平成 24 年度 | 454 | 317 | 662 | 1,116 |
| | 令和 3 年度 | 451 | 313 | 763 | 1,214 |
| 耐震化率 (b+c)/a | 平成 19 年度 | 64% | 63% | 75% | 70% |
| | 平成 24 年度 | 88% | 92% | 80% | 83% |
| | 令和 3 年度 | 99% | 100% | 87% | 92% |

※ 1 平成 19 年度は平成 18 年 8 月時点の値（データの一部を修正）

平成 24 年度は、公共建築物は平成 24 年 10 月時点の値、民間建築物は平成 24 年 1 月時点の値

令和 3 年度は、公共建築物は平成 24 年 10 月時点の値、民間建築物は令和 3 年 1 月時点の値

※ 2 新耐震建築物の平成 24 年度は平成 24 年 1 月時点の値

表 多数の者が利用する建築物の状況

| 分 類 | | 公 共 建 築 物 | 民 間 建 築 物 | 全 体 | |
|---------------------------|---|--|--------------|-------------|---------|
| ① 災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設 | 災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等) | 92% | - | 92% | |
| | | 13/14 | 0/0 | 13/14 | |
| | 地域防災計画あり | 救護建築物（災害拠点病院、救急病院、救急診療所） | 100% | 100% | 100% |
| | | 8/8 | 17/17 | 25/25 | |
| | 地域防災計画あり | 避難所指定の建築物（学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、 | 100% | 100% | 100% |
| | | 73/73 | 2/2 | 75/75 | |
| | 地域防災計画なし | 災害時要援護者のための建築物（老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等） | 100% | 100% | 100% |
| | | | 7/7 | 72/72 | 79/79 |
| | | 避難所指定のない教育建築物（学校、幼稚園、保育所） | 100% | 95% | 99% |
| | | | 207/207 | 19/20 | 226/227 |
| 救護建築物（救急病院、救急診療所） | - | 100% | 100% | | |
| | 0/0 | 26/26 | 26/26 | | |
| ② ①以外の公共施設 | 公共建築物（博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等） | 100% | - | 100% | |
| | | 20/20 | 0/0 | 20/20 | |
| | 上記以外の公共建築物（公営住宅を除く。） | 50% | - | 50% | |
| | | 1/2 | 0/0 | 1/2 | |
| 公営住宅 | 100% | - | 100% | | |
| | 120/120 | 0/0 | 120/120 | | |
| ③ ①以外の民間施設 | 民間建築物（劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等） | - | 81% | 81% | |
| | | 0/0 | 230/281 | 230/281 | |
| | 賃貸共同住宅 | - | 87% | 87% | |
| | | 0/0 | 303/345 | 303/345 | |
| 合 計 | | 99% | 87% | 92% | |
| | | 449/451 | 669/763 | 1,118/1,214 | |

上段：耐震化率

下段：多数が利用する建築物で耐震化されている棟数／多数が利用する建築物棟数

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

本市における、法第 14 条第 2 号に規定する建築物で、耐震性のない建築物は既に滅失しています。

③通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

本市における、法第 14 条第 3 号に規定する建築物の状況は以下のとおりです。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

（単位：棟）

| | 公共建築物数 | 民間建築物 | 合計 |
|--|--------|---------|---------|
| 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 （耐震化がされていないもの） | 4/4 | 292/921 | 436/925 |

※ 1 平成 24 年度、令和 3 年度については、平成 18 年 8 月時点の値から滅失数を除いた値

※ 2 新耐震以前建築物には愛知県指定

・ 建築年、面積、構造等不明なもの

・ 平成 19 年度以降一部滅失しているが同一敷地内に依然新耐震以前建築物が残存しているもの
（閉塞する可能性があるかどうかは不明）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の調査方法について

この対象建築物（詳細は 12 ページ参照）は、平成 19 年度の計画策定時については、航空写真を利用し、写真測量の手法を用いて抽出しました。その際利用した航空写真の撮影年月は平成 16 年 10 月～11 月です。また、新耐震以前建築物の抽出は、課税台帳を基本に行い、現地調査で補足しました。

平成 24 年度、令和 3 年度については、平成 19 年度の計画策定時を基本に、課税台帳から滅失した建物を除いた値です。

2. 耐震化の目標設定の考え方

国の基本方針及び「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」の主旨を踏まえ、住宅の耐震化の目標を定めます。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては、減災化を促進します。また、建築物は耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標を定めます。

3. 住宅の目標

住宅については、

令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

することを目標とします。

4. 住宅の減災化

地震災害時には、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要です。そこで、住宅の施策として、耐震化施策とともに、減災化施策を位置付けて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく「ゼロ」にすることを目的とします。「住宅倒壊から人命を守る！」を目標とし施策に取り組みます。

住宅倒壊から人命を守る！

※減災化施策の定義

「住宅が損傷したとしても、人命は守る取組」

5. 建築物の目標

耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物）である通行障害既存耐震不適格建築物については、当該建築物の所有者に耐震改修の必要性や市の支援策を説明、指導助言を実施し、令和12年までに半数を解消することを目標とします。

要安全確認計画記載建築物

耐震性が不十分な建築物 13 棟



耐震性が不十分な建築物（令和12年度）
半数解消

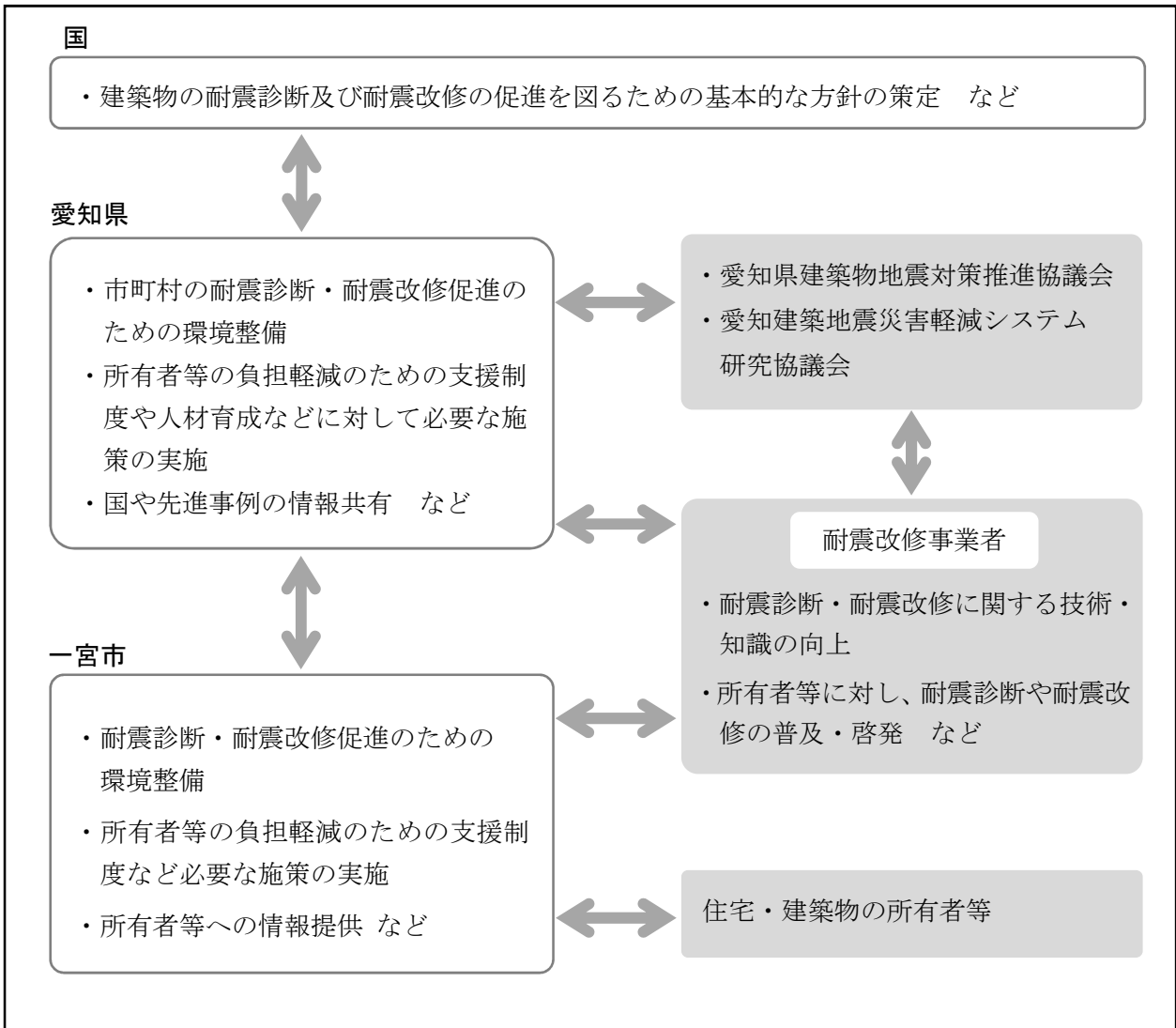
第3章 耐震化・減災化促進の基本的な方策

3-1 耐震化・減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国・県・市は、本計画で示している耐震化・減災化目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図 国・県・市・所有者等の役割分担



3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

(1) 愛知県との連携

本市は、耐震改修を促進していくために必要な場合に、法に基づき、所管行政庁として指導・助言、指示、公表を行います。さらに必要な場合には、建築基準法に基づき、特定行政庁として勧告・命令を行います。

指導・助言等の際には、一部の者が市の内外にわたり複数の特定既存耐震不適格建築物を所有する場合などもあることから、関連する所管行政庁等と連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。本市では、愛知県の耐震化ワーキンググループ等に参加し、今後も愛知県との連絡・協議体制のもとで指導等を行います。

(2) 協議会の取組の拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」といいます。）が設置されています。

また、愛知県及び名古屋市の建設部局・防災部局、並びに外郭団体が推進する災害軽減施策を実効性あるものとするために、3国立大学法人の建築構造を専門とする教員が、法人化による組織の機動性を生かし、関連組織が互いに連携し、広く構造工学としての視点から取り組む「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」（以下「減災協議会」といいます。）（27ページ参照）が設置されており、関連組織の実験施設を効率的、有機的に活用できる統合型実験システムを構築し、地震減災対策を早急に実施しようと取り組んでいます。

本市では、愛知県発行のリーフレットなどを用いて推進協議会で認定された技術を窓口で市民に伝えたり、耐震診断員に新たな改修方法を広報しています。

今後も、愛知県と連携し、推進協議会及び減災協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

① リーフレット・ウェブサイト等による情報提供

本市では、木造住宅の無料耐震診断の周知や耐震化を呼びかけるリーフレットを配布するとともに、住宅・建築物の耐震化に関する情報をウェブサイトでも提供しています。

今後、さらに耐震化についての啓発・普及を図るものとしします。

② 関連技術者等の資質の向上

推進協議会では、耐震改修に積極的な事業者で会員団体に所属している事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成しています。

また、減災協議会では、評価・開発された「低コスト耐震補強工法」について、積極的に活用できる設計者や施工者を養成するために、工法の説明会や耐震診断・改修設計の研修会、改修工事の実務講習会等を実施しています。

本市は、こうした推進協議会・減災協議会と連携し、関連技術者等の技術や知識の維持・向上に努めます。

2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市では、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口（建築・地震）を設置し、開庁時間に常時相談に応じています。また、NPO等による相談窓口の開催も行っています。

また、愛知県及び関係団体と協働して市内で開催される研修等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

3-3 関連する安全対策

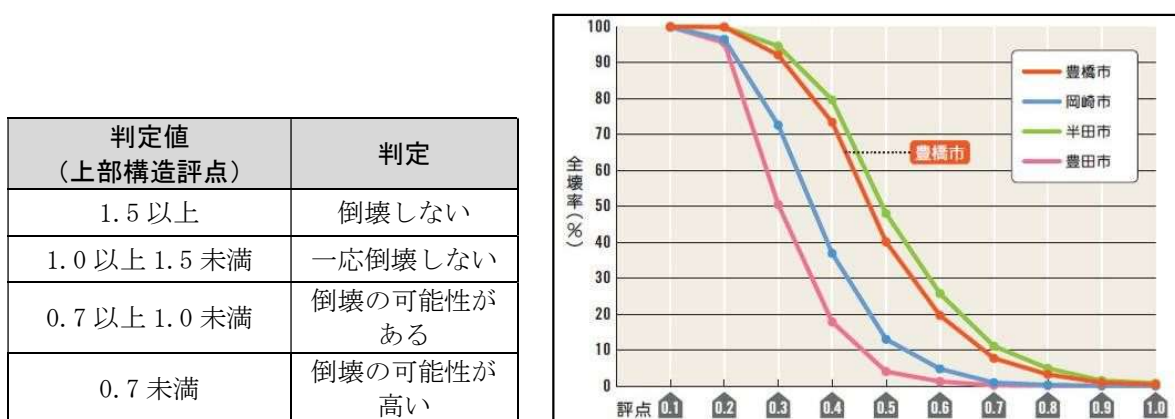
1. 住宅の全壊防止対策

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上にすると耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。

一方で、既往の研究により、判定値0.7以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かっています。

そのため、これまでのような判定値1.0以上にすると耐震改修だけでなく、判定値0.7以上にするとような簡易耐震改修についても、様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

図 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの建築物の全壊率と耐震診断判定値(評点)の関係



出典：木造住宅の耐震リフォーム（名古屋工業大学、名古屋大学、(株)えびす建築研究所）

2. ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。本市では、ウェブサイト等によるブロック塀等の安全確認に関する啓発や主要な通学路に面している危険なブロック塀等の所有者に対して指導等を行うなど、安全対策の重要性の周知をしています。

3. 非構造部材の落下防止対策

窓ガラスや看板、建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。本市では、住民への周知、及び必要に応じて所有者に改善の啓発を図ります。

なお、平成26年4月1日から天井の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

4. エレベーターの安全対策

近年、地震時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

本市では、これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、防災査察時に所有者又は管理者に周知を行っています。

今後も引き続き、被害防止のための対処方法の周知、及び安全装置の設置を促進していきます。

なお、平成26年4月1日からエレベーター・エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

5. 家具の転倒防止対策

地震時において、建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。本市では、家具の転倒防止に関する知識について、耐震診断実施の場合に所有者にアドバイスを行っています。今後も引き続き、家具の転倒防止対策の取組を推進していきます。

6. 耐震性の維持

新耐震の住宅・建築物であっても、年数を経れば、耐震性は劣化していきます。耐震性能を有するとされる住宅についても、定期的な点検を実施することを推奨していきます。

また、熊本地震においては、新耐震基準の導入以降の木造住宅であっても、接合部の仕様が不十分であった住宅に倒壊がみられました。

国は、接合部の仕様の明確化が規定された平成12年の建築基準法改正以前に建築された木造住宅に対する耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しております。本市は、愛知県と連携し、この検証法の周知等を行っていきます。

第4章 住宅の耐震化促進

4-1 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化を強力に推進するため、一宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図ります。

4-2 普及・啓発

1. ウェブサイト、広報誌、回覧板での広報活動

本市では、常時市ウェブサイト及び定期的に「広報いちのみや」や町内回覧・チラシ、市内巡回バスでのポスター掲示等を実施し、耐震診断、耐震改修について広報活動を行っています。

今後も、これらの内容の充実等を図り、より広報活動を展開していきます。

木造住宅の無料耐震診断を実施

ページID: 1002206 更新日: 令和3年3月25日



写真は阪神淡路大震災の状況

平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊による圧死や窒息死でした。特に昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。地震で命を失わないためには、耐震診断により自分の家の耐震性を知り、補強をするなど必要な備えをすることが必要です。

市では、次のとおり無料耐震診断を実施していますのでご利用ください。

| | |
|-----------------|---|
| 対象となる建築物 | 旧建築基準法で建てられた木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工されたもの）ただし、プレハブ・ツーバイフォーなどを除く |
| 申し込み | 住宅政策課・出張所等で配布する『無料耐震診断申込書』に記入の上、住宅政策課へ提出してください。 下記リンクから市込用紙のダウンロードもできます。 |
| その他 | 申請者は住宅の所有者となります。 |

出典：市 HP（令和3年度現在）

2. ダイレクトメールの送付

本市では、前年度、市の無料耐震診断を受けた住宅の所有者に対して、耐震改修補助制度を紹介するダイレクトメールを送付し、利用者の増加に努めます。

3. 各団体と連携した啓発活動

本市では、防災や耐震に関して活動を行っている団体や建築関連業者との連携を図り、耐震診断・耐震改修のより一層の普及・啓発を行っています。

4-3 耐震化・減災化促進のための支援制度

耐震診断や耐震改修、除却に対する補助制度の活用、税制優遇措置など支援策の周知等、耐震性が不十分な住宅の解消に向け、所有者等を支援する取組を行います。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助制度

本市では、木造住宅の耐震診断・耐震改修、非木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度等により耐震化を支援しています。今後もこれらの支援を継続し、活用の推進を図ります。

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| 木造住宅無料耐震診断 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（プレハブ・ツーバイフォーなどを除く）について、耐震診断を無料で実施 |
| 民間木造住宅耐震改修費補助 | 本市が実施する「木造住宅無料耐震診断」の結果、判定値が 1.0 未満である住宅について、耐震改修工事費用の一部を補助 |
| 民間非木造住宅耐震診断費補助 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅以外（特殊な構造を除く）の住宅（一戸建、長屋、共同住宅等）について、耐震診断費用の一部を補助 |
| 民間非木造住宅耐震改修設計費補助 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅以外の（特殊な構造を除く）の住宅（一戸建、長屋、共同住宅等）について、耐震改修設計費用の一部を補助 |
| 民間非木造戸建住宅耐震改修費補助 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅以外の（特殊な構造を除く）の一戸建住宅について、耐震改修工事費用の一部を補助 |

2. 減災化促進に係る補助制度

(1) 耐震シェルター・防災ベッド設置補助

本市では、耐震性が低い木造住宅内に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する際、その費用の一部補助を行っています。

(2) 木造住宅解体工事費補助

本市では、本市が実施する「木造住宅無料耐震診断」の結果、一定基準の耐震性を満たさない住宅に対して解体工事を行う際、その費用の一部補助を行っています。

(3) 民間木造住宅簡易耐震改修費補助

本市では、本市が実施する「木造住宅無料耐震診断」の結果、判定値が 0.7 未満である住宅で、耐震改修の結果、判定値が 0.7 以上 1.0 未満になることが認められたものについて、耐震改修工事費用の一部補助を行っています。

4-4 低コスト耐震補強工法の普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためには、低廉な費用負担で耐震改修工事を実施できるようにすることが肝要であり、低コスト耐震補強工法の開発・普及が強く望まれます。

そのなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により減災協議会が平成 17 年に設立されました。この協議会では、低コスト耐震補強工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、地震災害連携融合事業を円滑かつ効果的に進めるとともに、これらの技術を広く普及することを目指しています。また、この協議会では、評価委員会を開催し、耐震性が向上できる工法についての評価も行っています。

本市でも、リーフレット等を用いてこれらの情報を市民に提供するとともに、低コスト耐震補強工法の普及に努めます。

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 建築物の耐震化促進

1. 耐震改修の認定体制の整備

(1) 耐震改修計画の認定

法第17条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。

一方、今後は本計画の周知に伴い所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。

そのような状況の変化に備えて、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に繋げるため、愛知県建築住宅センターなど外部審査機関に評定を委ねるなどの対策を講じています。

(2) 建築物地震に対する安全性に係る認定

法第22条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかな実施に努めます。

(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

法第25条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかな実施に努めます。

5-2 特定既存耐震不適格建築物等の指導等

特定既存耐震不適格建築物等の所有者は、耐震改修促進法により特定既存耐震不適格建築物等について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。一方、所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うこととなります。

本市は所管行政庁として、耐震化を早期に推進するため、特定既存耐震不適格建築物等について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行います。また、指導等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁と連携して行います。

1. 指示等の対象建築物

指導・助言の対象となるものは、全ての特定既存耐震不適格建築物等です。

指示、公表、勧告・命令の対象となるものは、指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物等のうち、不特定かつ多数の者が利用したり、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定既存耐震不適格建築物等（法第15条第2項に規定されたもの）です。（次ページ参照）

表 耐震改修促進法における規制対象一覧（法第 16 条を除く）

| 用途 | | 特定既存耐震不適格建築物 | 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 | 耐震診断義務付け対象建築物の要件 |
|---|-------------------------------|---|---|---|
| 幼稚園、保育所 | | 階数 2 以上かつ 500 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 750 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 |
| 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む。） | 階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む。） | 階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む。） |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | | | |
| 学校 | 第 2 号以外の学校 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上 | 階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | | | |
| 病院、診療所 | | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | |
| 集会場、公会堂 | | | | |
| 展示場 | | | | |
| 卸売市場 | | | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | | | |
| ホテル、旅館 | | | | |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 | | | | |
| 事務所 | | | | |
| 博物館、美術館、図書館 | | | | |
| 遊技場 | | | | |
| 公衆浴場 | | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | |
| 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | | 階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上 | 階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 | 階数 1 以上かつ 500 m ² 以上 | 階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物 |
| その敷地が法第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 項の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は法第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物 | | 全ての建築物 | | 法第 5 条第 3 項第 2 号又は法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定した道路沿道の耐震不明建築物 |

2. 指導等の実施について

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

① 指導・助言・指示

報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行います。

② 勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を行います。

(2) 指示対象建築物

① 対象建築物の周知

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物で、地震に対する安全性の向上が特に必要な建築物（以下「指示対象建築物」といいます。）については、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図ります。

② 指導・助言・指示

耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行います。

③ 勧告・命令

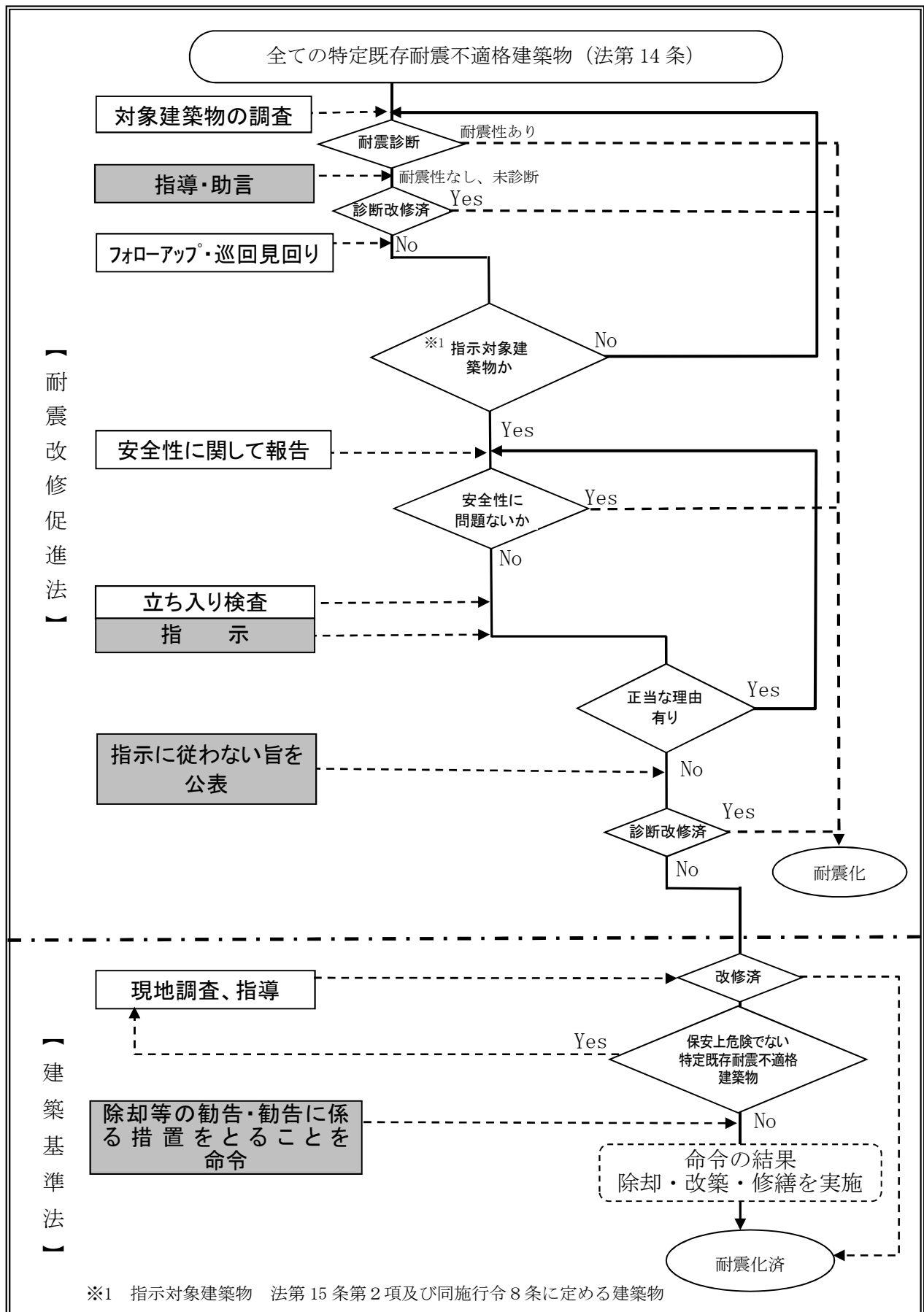
指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を行います。

(3) 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

図 指導等の進め方



5-3 耐震化・減災化促進のための支援制度

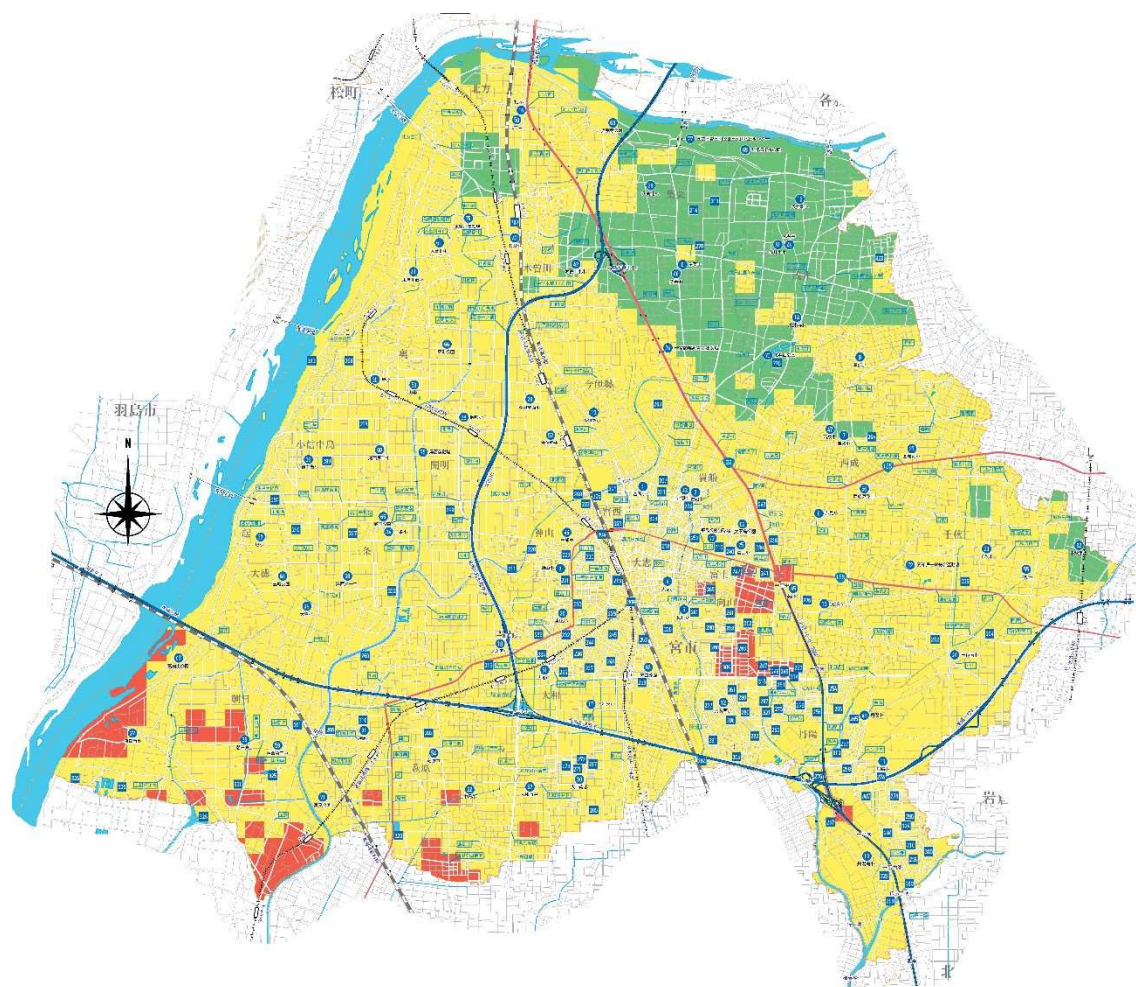
(1) 要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助

本市では、法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物のうち、沿道建築物の、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事を行う際、その費用の一部補助を行っています。

(2) ブロック塀等撤去補助事業

本市では、市内における住宅や事業所等から一宮市地域防災計画に掲げる避難場所及び避難所等へ至る経路のブロック塀等（コンクリートブロック・レンガ・石材等の組積造の塀）で、接面する道路からの高さが1 m以上のものを撤去する際、その費用の一部補助を行っています。

図 避難場所及び避難所等へ至る経路



出典：一宮市地域防災計画附属資料

(3) 耐震改修促進税制等

耐震診断義務付け建築物で耐震診断結果を報告し、耐震改修をしたものについては、所得税・法人税の特別償却や固定資産税の減額等の措置が講じられています。

本市では、これらの税制措置等を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

第6章 計画達成に向けて

本計画で掲げた目標を達成するために、本計画に記載した取組や施策等（耐震診断事業や耐震改修費補助事業などの支援事業、人材育成事業、普及啓発事業など）の実績の進捗状況の確認、フォローアップを行います。

また、耐震化の進捗状況及び達成状況をモニタリングし、その結果を踏まえ、計画達成に向けた取組を検討・実施していきます。

なお、社会情勢の変化や法改正等、国・県の動向に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

参考資料

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）
- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促

進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計

画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその

利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通

省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（センターに係る報告、検査等）

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第

四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「「建ぺい率関係規定」を「「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 （平成七年政令第四百二十九号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、

貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則（平成十一年一月一日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月九日政令第二九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年一月二四日政令第四一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一二月三〇日政令第三二三号）

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

一宮市建築物耐震改修促進計画（改定版）

令和4年3月

編集・発行 一宮市まちづくり部住宅政策課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL : 0586-85-7010 FAX : 0586-73-7809